

高知県立交通安全こどもセンター管理運営業務仕様書

高知県（以下「県」という。）が設置した高知県立交通安全こどもセンター（以下「交通安全こどもセンター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う業務は、この仕様書による。

第1 基本事項

1 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる項目に沿って、交通安全こどもセンターを管理運営すること。

- (1) 交通安全こどもセンターの設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- (2) 県民の平等利用を確保し、利用者の意見を管理運営に反映させる等により、県民サービスの向上を図ること。
- (3) 業務の効率化を目指し、経費の削減に努めること。
- (4) 高知県個人情報保護条例（平成13年3月27日条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護すること。指定の期間が終了した後も同様とする。
- (5) 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開については、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）の規定に準じて取り扱うこと。
- (6) 物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。

2 施設の概要

(1) 名称

交通安全こどもセンター

(2) 所在地

高知市比島4丁目8番地

(3) 施設

交通教室及び事務所、教材格納庫、プラットホーム、身体障害者用トイレ、横断歩道橋、信号機等（敷地の面積 13,300m²）
ゴーカートコース（430m）、駐車場（787m²）

3 交通安全こどもセンターの入園時間等

(1) 休園日

12月27日から翌年1月1日まで

(2) 入園時間

午前8時30分から午後6時まで

(3) ゴーカート利用時間

午前9時から午後4時まで

(4) その他

指定管理者は、利用者のサービス向上を図るため、休園日、入園時間若しくはゴーカート利用時間を変更しようとする場合、又は臨時に休園日を定めようとする場合には、あらかじめ知事の承認を得たうえで行うとともに、事前に利用者への周知を行うこと。

4 ゴーカート利用料金

利用料金の額は、表1に定める上限額に消費税法(昭和63年法律第108号) 第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て定めること。

表1 ゴーカートの利用料金

種別	単位	上限額
1人乗り	知事が指定するコース1台1回につき	100円
2人乗り	知事が指定するコース1台1回につき	150円

5 関係法規等の遵守

指定管理者は、管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守するとともに、指定期間中に関連する法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。

- (1) 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)
- (2) 労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
- (3) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和45年3月26日条例第1号。以下「条例」という。)
- (4) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年4月30日規則第23号。以下「施行規則」という。)
- (5) 高知県暴力団排除条例(平成22年10月22日条例第36号)
- (6) その他業務を遂行するうえで関連する法令等

第2 業務実施体制

指定管理者は、業務の実施に当たって、次に掲げる体制を整備し、円滑に業務を行うこと。

- 1 施設を適正に管理することができる人員体制を整えること。管理監督を行う職員として総括責任者(園長等)を定め、また、開園時間中は管理運営及び苦情処理等に対応できる職員を1名以上配置すること。
- 2 土・日・祝日の来園者が多くなる時間帯(午前10時～午後4時)には、駐車場に

警備員を配置し場内の安全を確保すること。

- 3 交通安全教育ができる人材を確保すること。
- 4 特に、ゴーカートの運行にあたっては、安全に利用できるよう、適切な人員配置を行うこと。
- 5 事故発生時等の緊急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。また、概ね年1回程度は、防犯・防災に対する訓練又は震災等に備えた避難訓練を行うこと。緊急時には、総括責任者に連絡の取れる体制とすること。
- 6 個人情報の適正な取扱いに努め、職員に周知・徹底を図ること。

第3 業務内容

指定管理者は、条例及び施行規則に基づき、次に掲げる業務を実施する。

1 利用の許可等（条例第16条第1項第1号関係）

交通教室、ゴーカート等の施設等の利用者に対し、利用の許可等を行う。

ゴーカートの利用許可は、乗車券の購入により行われ、購入手続きは原則として発券機による。

2 利用料金の收受等（条例第16条第1項第2号関係）

ゴーカートの利用料金の收受等を行う。ただし、交通安全指導を受ける場合にゴーカートを利用する時は、この限りではない。

3 施設等の維持管理（条例第16条第1項第3号関係）

交通安全こどもセンターの主な施設等の配置及び内容は、別記1、表2及び表3で示す。

また、指定管理者が管理する施設、設備及び物品は、別記2「交通安全こどもセンター財産一覧」及び別記3「物品調書」に定めるとおりである。

指定管理者は、以下に示す業務要件に従い、交通安全こどもセンターの施設等を適切に維持管理する。

表2 主な建物

名称	構造	取得年月日
交通教室及び事務所	鉄骨造2階建（エレベータ設置） 建築面積 95.44 m ² 、延床面積 185.18 m ²	H23.3.29
教材格納庫	鉄骨造平屋スレート葺 93.40 m ²	H23.3.29
自転車置場	鉄骨造平屋スレート葺 20 m ²	S45.3.31
プラットホーム	鉄骨造平屋スレート 121.28 m ²	H22.2.26
身体障害者用トイレ	RC造モルタル塗りタイル貼り 11.06 m ²	H8.3.20
便所	コンクリートブロック造 4.62 m ²	S45.3.31

表3 建物以外の主な施設等

名 称	内 容
横断歩道橋	鉄骨造
信号機	鉄製
望楼、休憩舎	鉄筋コンクリート
太陽光発電設備	太陽電池出力 9.794kw、インバータ定格出力 10.000kw、力率 85%以上
遊具	ブランコ、ジャングルジム、プレイヒル、すべり台、スプリング遊具
砂場	2面 (南砂場 9.33 m ² 北砂場 9 m ²)
水呑み場	1ヶ所
ベンチ	円形5個(うち2個石製)、テーブルベンチ2個、藤棚ベンチ6個、木製28個、石製1個、ソファー1個、その他9個
機関車	C58型機関車
ゴーカート	2人乗用ゴーカート 10台、一人乗用ゴーカート 6台
自転車	大人用2台
ゲートボール場	1面 273 m ²
駐車場	駐車可能台数30台(787.0 m ²) 園外の隣接場所(徒歩1分程度)に設置

(1) ゴーカートの運営

ゴーカートの運営は、次に掲げる事項の手順を定め、安全の確保に十分配慮し、運行を適切に行うこと。

- ア ゴーカートの保守・点検
- イ 発券機の管理
- ウ 乗車及び運転方法並びに交通ルールの指導
- エ 事故発生時の措置
- オ コースの清掃(落葉の時期は、スリップ事故防止のため運行前にコース上の落ち葉の除去を行う。)
- カ その他の運営に必要な事項

(2) 施設及び設備の清掃等

施設及び設備は、利用者が快適に利用できるように次に掲げる清掃等を行う。

- ア 園内の巡視(1日3回以上)
- イ 園内の清掃(巡視で点検し、必要に応じて実施)
- ウ 外回りの清掃(落葉の時期など必要に応じて行う。)

エ トイレ清掃（1日1回以上）

(3) 植栽等の維持管理

交通安全こどもセンター内の主な植栽等は、表4に示す。

植栽等は、以下のとおり剪定等を行い、快適な環境を保つこと。作業に当たっては、交通安全こどもセンターの利用者に十分配慮すること。

ア 高低木の剪定・消毒（年1回以上）

イ 園内の除草（年2回以上）

ウ 花壇の維持管理（月1回以上。花の植え替えは年3回以上実施）

表4 主な植栽一覧表

樹木等の名称	数量	樹木等の名称	数量
サンゴジュ（垣根）	162本	マテバシイ	1本
ウバメガシ（玉物）	21本	コナラ	3本
サンゴジュ（玉物）	3本	クヌギ	2本
プラタナス	5本	シラカシ	1本
ナンキンハゼ	2本	アラカシ	1本
ポプラ	5本	トウカエデ	2本
アメリカ楓	2本	イタヤカエデ	2本
フジ棚	1基	カツラ	2本
桜	104本	オガタマ	1本
ヒラドツツジ	650本	モミジ	3本
イチョウ	15本		

(4) エレベータの保守

事務所棟のエレベータの保守点検を行う。保守点検は、POG契約（定期点検、管理仕様内の消耗品を含む契約）とする。ただし、定期交換部品（エレベータワイヤー、遮煙乗場ドア等）は同契約に含まない。

(5) 施設等の修繕

施設等の修繕については、次に掲げる軽微なものを除き、県が行う。ただし、危険を伴うと判断した場合は、第4の4の（1）に基づき適切な安全対策を直ちに行うこと。

ア 通常の使用において生じた消耗部品の交換等

イ 修繕の費用が10万円未満のもの

(6) その他

ア 自動販売機の設置及び管理

飲料水等の自動販売機の設置及び管理を行い、得られる収入については、指定管理者の収入とすることができます。

設置にあたっては、施設の用途を妨げないこととし、設置場所及び設置台数等について、事前に県の承認を得ること。

イ 制服の着用

職員は制服を着用し、来園者から職員であることが分かるようにすること。

4 交通安全指導（条例第16条第1項第4号関係）

児童等に交通安全知識及び交通道徳を体得させるため、交通安全指導を次に掲げる事項に従って行う。

(1) 実施日

毎週月曜日から金曜日まで。ただし、あらかじめ知事の承認を得たうえで変更することができる。

(2) 対象

- ・中学校、小学校、幼稚園及び児童福祉施設
- ・交通安全指導を希望する概ね20人以上の幼児、児童及び高齢者の団体

(3) 内容

- ・交通ルールやマナーに関する講義・教材（ビデオ等）を活用した交通安全指導
- ・模擬街路を使った歩行指導、自転車又はゴーカートを使っての交通ルールの学習

5 事業の企画及び運営（条例第16条第1項第5号関係）

施設の健全な利用を促進するため、次に掲げる事業の企画及び運営を行う。

(1) 事業の企画運営（概ね月1回程度事業を実施すること。）

事業については、児童等に交通安全知識及び交通道徳を体得させるための催しを実施すること。

(2) 各種マスメディアを利用した広告の企画、制作及び実施

(3) ホームページの運営（随時更新すること。）

6 事業報告（条例第19条関係）

毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、県に提出すること。また、事業報告書及び管理に関する帳票、帳簿等は常に整理し、5年間保存すること。

第4 その他の事項

第3までに示した業務実施要件のほか、指定管理者は、次に掲げる事項に従って業務を行うこと。

1 評価の実施

(1) 指定管理者の自己点検

施設の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他遵守すべき事項について、定期的、継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて主体的に業務改善に取り組むこと。

(2) 利用者満足度調査等の実施

利用者の満足度や意見、要望を適切に評価し、管理運営の反映するため、利用者へのアンケート調査や意見箱の設置、ホームページでの意見募集等を行い、利用者の意見等の把握に努めること。

(3) 事業評価等

県は、「指定管理者による適正化管理運営の確保に関する基本方針」に基づき事業評価及びモニタリングを実施する。

指定管理者は、実施にあたって、資料の作成及び提出等の必要な協力を行うこと。

なお、事業評価については、県はその結果を公表するものとする。

2 業務報告の聴取等について

県は、交通安全こどもセンターの管理の適正を期するため、条例第20条に基づき、指定管理者に対し業務及びその経理の状況に関して、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

3 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができる。

4 管理運営にあたっての注意事項

管理運営にあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 利用者の快適かつ安全な利用を図るとともに、適正な管理を行うこと。
- (2) 常に公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (3) 条例第7条第2項の規定に該当するときは利用の許可をしないことが、条例第8条に該当する場合は利用の許可の取り消し、利用の停止又は許可の条件を変更することができる。また、施設の利用に際し、暴力団の活動に利用される疑いのある場合は、県の定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要綱」に基づき、県と協議の上、適切に事務を処理しなければならない。
- (4) 指定管理者が交通安全こどもセンターの管理運営に関する取り決めを作成する場合は、高知県と協議を行う。
- (5) 指定管理者は、災害や事故があった場合の対応マニュアルを定めるとともに施設及び物品の全部又は一部が滅失、損傷又は亡失したときは、直ちにその状況

を県に報告し、県の指示を受けること。

- (6) 次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに県に報告すること。
- ア 施設の全部又は一部を休止する必要が生じた場合
 - イ 施設において事故等が発生し、又はそのおそれがある場合
 - ウ その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合
- (7) 規定等がない場合は、法令等に準じて、あるいはその精神に基づき業務を行う。
- (8) その他、この仕様書に記載のない事項については、県と協議を行い決定する。

5 賠償責任保険及び自賠責保険の加入

交通安全こどもセンター内で発生した事故についての包括的な責任は県が負うが、指定管理者の管理責任が問われ、被害者に直接損害賠償しなければならない場合がある。また、県が損害賠償を行った後、県が指定管理者に求償権を行使する場合がある。

したがって、指定管理者は、利用者に係る保険として、指定管理者が被保険者となる施設管理者賠償責任保険及び自賠責保険に加入すること。各保険の内容は、表5で示すものとし、いずれも補償内容の要件を満たすこと。

表5 加入保険の要件

保険の種類	保険の内容	補償内容
施設管理者賠償責任保険	施設の構造上の欠陥や管理不備、又は職員の業務遂行上の不注意が原因で事故が発生し、入園者の身体、財物に損害を与えたことで、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に支払う賠償金を手当する。	1名につき1億円以上 1事故1億円以上
自賠責保険	ゴーカート（台数16台）を運行中に入園者に傷害等を与えた場合の対人賠償事故を補償する。	障害：最高100万円 後遺障害：最高4,000万円 死亡：最高3,000万円

6 指定管理者変更に伴う業務の引き継ぎ

(1) 指定管理業務開始にあたっての引き継ぎ

指定管理者に指定された団体は、県との協議により、指定管理業務開始までの一定の期間、業務内容等について、現行の管理受託者から引継を行う。なお、引き継ぎにかかる人件費等の経費は、指定管理者に指定された団体の負担とする。

(2) 指定管理終了時の引き継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するにあたって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容を引き継ぐこととする。終了時には、指定開始日を基準として、当該施設を原状に回復し、明け渡すこと。ただし、県が必要を認めた場合は、

原状回復を行わずに、別途県が定める状態で明け渡すことができるこことする。

7 物品の帰属について

施設の管理運営に欠くことができない物品で、現に存するものについては、一覧表（別記3「物品調書」）を作成のうえ、県が貸与する。県が貸与した物品は、常に良好な状態に保つものとし、必要に応じて修繕及び補充を行わなければならない。

指定管理者が管理代行料等で購入した物品は、原則として、指定管理者に帰属するものとする。ただし、県があらかじめ指定した物品及び施設の管理運営に欠くことができないと認められる物品については、指定期間の満了後に県又は県が指定するものに引き継ぐものとする。

8 行政財産の目的外使用

地方自治法及び高知県財産条例の規定する行政財産の目的外使用については、県に申請する必要がある。

9 その他

交通安全こどもセンターの土地は、高知市の都市公園用地を県が3年間の期間で使用の許可を受けているものであり、期間が満了した場合は、県は、その都度更新手続きを行う。

高知市から都市公園整備に着手する等の事情により、土地返還の求めがあった場合には、協定期間の途中であっても協定を解除する。

別記1

交通安全こどもセンターの全体配置について

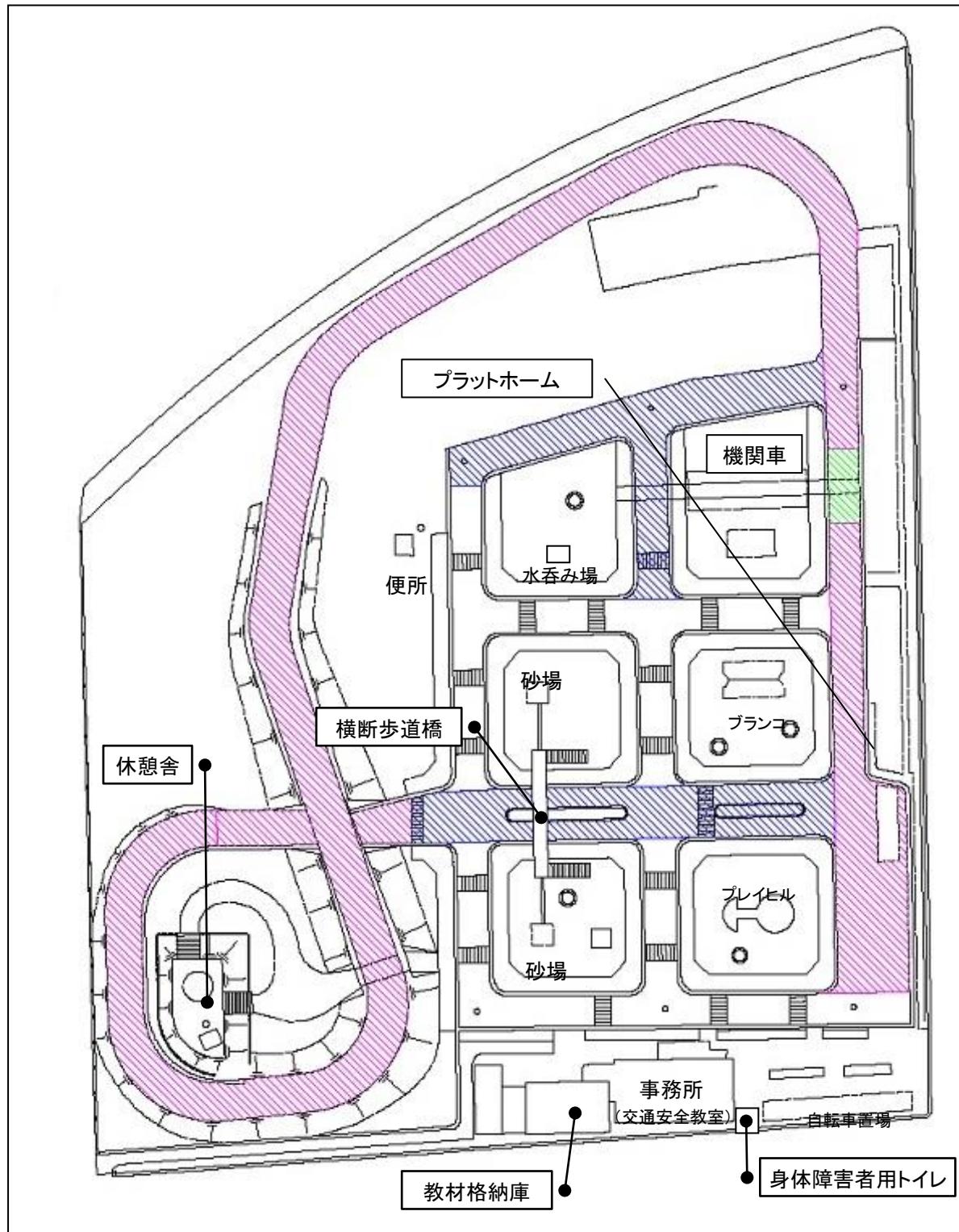


図 交通安全こどもセンター平面位置図

別記2

交通安全こどもセンター財産一覧

財産区分	財産番号	財産名称	種目	数量
土地	1		広場	787.00 m ²
建物	1	交通教室及事務所	事務所建	185.18 m ²
建物	2	教材格納庫	倉庫建	93.60 m ²
建物	3	自転車置場	雜屋建	20.00 m ²
建物	4	便所	雜屋建	4.62 m ²
建物	5	プラットホーム	雜屋建	121.28 m ²
建物	9	身体障害者用トイレ	雜屋建	11.06 m ²
建物	10	連絡通路	事務所建	19.08 m ²
工作物	1	記念碑	諸標	1 件
工作物	2	横断歩道橋	橋梁	1 件
工作物	4	ハイウェイ	舗床	1 件
工作物	5	安全ブランコ	諸工作物	1 件
工作物	6	ジャングルジム	諸工作物	1 件
工作物	7	プレイヒル	諸工作物	1 件
工作物	8	砂場	囲障	1 件
工作物	9	休憩舎	望楼	1 件
工作物	10	日蔭棚	諸工作物	1 件
工作物	11	立体交差	トンネル	1 件
工作物	12	円形ベンチ	諸工作物	1 件
工作物	13	ベンチ	諸工作物	1 件
工作物	14	テーブルセット	諸工作物	1 件
工作物	15	コンクリートベンチ	諸工作物	1 件
工作物	16	手洗	諸工作物	1 件
工作物	17	水呑み	諸工作物	1 件
工作物	18	門棚	門	1 件
工作物	19	外棚フェンス	門	1 件
工作物	21	塵カゴ	諸工作物	1 件
工作物	22	案内板	諸工作物	1 件
工作物	23	バリケード	囲障	1 件
工作物	26	雨水舛	下水	1 件
工作物	27	信号機灯	諸工作物	1 件
工作物	28	制御機	諸工作物	1 件
工作物	30	警報機	諸工作物	1 件
工作物	31	ガードパイプ	囲障	1 件
工作物	32	ガードレール	囲障	1 件
工作物	34	すべり台（小）	諸工作物	1 件
工作物	35	スプリング遊具（ウサギ）	諸工作物	1 件
工作物	36	スプリング遊具（リス）	諸工作物	1 件
工作物	37	エレベータ	昇降機	1 件
工作物	38	太陽光発電設備	諸工作物	1 件
工作物	39	日陰棚	諸工作物	1 件

別記3

物品調書

品名	規格	備品管理番号
10235 器具棚	軽量ボルトレスラック	22-006781
12107 ワイヤレスマイクアンプ	TOA WA-1812CD	21-001307
12107 ワイヤレスマイクアンプ	TOA WA-1812	22-005965
12803 エアーコンプレッサー	東芝 SP-10D-7S	20-000938
17199 治療機器類	フィリップス 自動対外式除細動器 ハートスタートHS-1	26-000197
41002 ゴーカート	M9H型単席(赤)	31-000428
41002 ゴーカート	M10H型単席(赤)	18-000145
41002 ゴーカート	M10H型単席(赤)	20-000543
41002 ゴーカート	M10H型単席(黄)	20-000305
41002 ゴーカート	M10H型単席(緑)	21-000717
41002 ゴーカート	M10H型単席(青)	22-006541
41002 ゴーカート	M9H型複席(青)	29-000600
41002 ゴーカート	M10型複席(黄)	29-000601
41002 ゴーカート	M9H型複席(赤)	26-003570
41002 ゴーカート	M9H型複席(青)	12-004257
41002 ゴーカート	M9H型複席(黄)	18-000144
41002 ゴーカート	M9H型複席(赤)	19-000749
41002 ゴーカート	M9H型複席(黄)	21-000716
41002 ゴーカート	M9H型複席(緑)	21-000715
41002 ゴーカート	M9H型複席(青)	22-006542
ゴーカート 二人乗り	M9H型複席(緑)	25-000544
雑品類(その他)	富士防災 FBS-72W 交通安全教室用信号機	12-004037